

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売却、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 自然アウトドアの魅力あふれる県として、本県の認知度向上及び誘客促進を図るため、オンライン予約サイト「楽天トラベル」、「楽天トラベル観光体験」を活用し、自然アウトドアに関する情報を特集するページの掲載、体験プログラム及び宿泊プランの販売促進等を行うもの。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 本県の自然アウトドアを活用した誘客促進を図るためには、体験プログラムをオンラインで予約可能なことに加え、観光消費額の拡大に繋がる宿泊予約との連携等、効果的にプロモーションを実施する必要がある。 また、本事業の効果は、各予約サイトにおける利用者数と直結するものであり、多くの旅行検討者が利用する予約サイトを運営する者と契約することにより効果的な事業実施が期待できる。 このため、委託業務先の選定にあたってはこれらを考慮して選定するのが適当であり、単純な価格による競争入札は適さない。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 宿泊予約分野において、「楽天トラベル」が登録宿泊施設数で業界第1位、「じゃらんnet」は業界第2位の規模を有しており、国内旅行者に対する高い認知度と利用実績を持つ主要な宿泊予約サイトである。 体験予約サイト市場においては、「じゃらん遊び・体験」が市場シェア約3割を占め業界第1位の規模を、「楽天トラベル体験」は約2割を占め、業界第3位の規模を有している。 このような中、体験予約と宿泊予約を一体的活用し、最も効果的かつより多数の利用が見込めるのは、上記2社である。なお、体験予約サイト業界第2位の事業者は、宿泊予約サイトを有していない。 本契約は、この2社のうち「楽天トラベル」及び「楽天トラベル観光体験」を運営する楽天グループ（株）と随意契約するものである。